

富山県立夜間中学設置基本方針

令和8年2月
富山県教育委員会

<目次>

第1章 公立夜間中学について	1
1 公立夜間中学とは	1
2 公立夜間中学設置の経緯	1
第2章 本県の現状	2
1 義務教育未修了者等に対する就学の機会の提供	2
2 学び直しの必要な方の状況	2
3 公立夜間中学に関するアンケート調査からの状況	2
第3章 公立夜間中学設置に向けた基本計画	3
1 入学対象者	3
2 夜間中学の基本理念（目指す学校の姿）	3
3 育成を目指す資質・能力	3
<別紙>夜間中学の基本理念	4
4 本県の夜間中学における取り組み	5
5 開校予定時期	5
6 設置形態及び設置場所	5
7 校名	6
8 入学・進級・卒業等	6
9 修業年限	6
10 教職員	6
11 費用	6
第4章 教育課程、学習指導、学校生活等	6
1 年間及び週間授業時数	6
2 授業日等	6
3 学年及び学級編制	7
4 授業実施方法	7
5 ICTの活用	7
6 特別活動	7
7 その他	7
第5章 これまでの取り組みと今後の予定	8
1 これまでの取り組み	8
2 今後の予定	8

〈参考資料〉	9
【資料1】令和6年度 夜間中学アンケート【調査結果】	9
【資料2】令和7年度「夜間中学」に関するアンケート【調査結果】	12
関係法令等	15
・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）	15
・第3期教育振興基本計画（抄）	16
・第4期教育振興基本計画（抄）	16

第1章 公立夜間中学について

1 公立夜間中学とは

公立夜間中学は、学校教育法第1条に基づき、国が「学校」として正式に定めた教育機関（一条校）である。

公立夜間中学とは、様々な事情により義務教育を修了できなかった方や、不登校等の事情により義務教育を十分に受けられなかつた方などを対象に夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校であり、一般的に以下のようないいな学校である。

項目	内容
入学対象者	○学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた方で、以下のいずれかに該当し、入学を希望する方 ・様々な理由により義務教育を修了していない方 ・不登校等の理由により義務教育を十分に受けられなかつた方 ・本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方
指導者	○中学校の教員免許状を有する教員
履修教科等	○昼間の中学校と同じ全ての教科・領域 ・9教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動
授業日	○平日週5日（昼間の中学校と同じ） ○夏季休業、冬季休業等（昼間の中学校と同じ時期）
授業時間	○教育課程の特例（※）を活用し、1コマ40分の4時間授業 ○始業時刻は午後5時30分頃、終業時刻は午後9時頃
卒業認定	○定められた課程の修了により中学校卒業資格を取得
授業料等	○授業料や教科書は無償

※ 学齢経過者を夜間中学において教育する場合には、特別の教育課程の編成が認められている（授業時数の減が可能）。

2 公立夜間中学設置の経緯

- ・夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされ、昼間の中学校に通うことができない生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。
- ・近年は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景をもつ生徒の多様な学びを保障するための役割が期待されている。
- ・こうした状況の中、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）では、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。
- ・平成30年（2018年）6月には、「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが、政府の方針となった。
- ・令和5年（2023年）6月には、「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」ことが明記され、設置数の増加が指標として設定された。

第2章 本県の現状

1 義務教育未修了者等に対する就学の機会の提供

現在、県内において、義務教育未修了者や、外国で学齢期に義務教育を受けられなかった学齢超過者等に対して提供されている学びの場は、生涯学習を目的としたものであり、学校での就学機会は提供されていない。

教育機会確保法第3条第4項では、「義務教育未修了者に対する教育機会の確保等に関する基本理念」が掲げられ、同法第14条では、「就学の機会の提供等」が規定されている。同法に基づき、義務教育段階の学び直しが必要な方で、学校への就学を希望する方に対し、就学の機会を提供する必要がある。

2 学び直しの必要な方の状況

義務教育段階の学び直しが必要な方は、義務教育未修了者、不登校生徒、在留外国人に多いと考えられる。

県内における、義務教育未修了者、不登校生徒及び在留外国人の状況は、それぞれ次のとおりである。

(1) 義務教育未修了者の状況

令和2年の国勢調査の結果によると、本県の未就学者（※1）は738人、最終卒業学校が小学校の方（※2）は12,632人である。

※1 未就学者：小学校にも中学校にも在籍したことのない方または小学校を中途退学した方

※2 最終卒業学校が小学校の者：小学校のみ卒業した方または中学校を中途退学した方

(2) 不登校生徒の状況

文部科学省「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、中学校における不登校生徒数は、増加傾向にある。県内における中学校不登校者は、令和6年度は1,518人で、前年度より13人減少したが、依然として高止まりの状況である。不登校児童生徒に対しては、各学校や市町村教育委員会、フリースクール、民間施設等において様々な形で支援を行っているが、この状況に鑑みると、中学校において十分な教育を受けられないまま卒業する生徒も一定程度存在している。

(3) 在留外国人の状況

文部科学省「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、県内の小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な児童生徒は522人であり、年々増加している。富山県内における住民基本台帳上の外国人住民数（令和7年1月1日現在）は、23,785人であり、増加傾向にある。

3 公立夜間中学に関するアンケート調査からの状況

(1) 夜間中学に関するアンケート調査（令和6年度）

【資料1】

令和6年に実施したアンケート調査では、1,242件の回答があり、「自分が学んでみたい」「知らせたい人が身近にいる」「知らせたいと思いつく人がいる」といった夜間中学の設置を必要とする回答は391件（全体の31.5%）あった。

(2) 夜間中学に関するアンケート調査（令和7年度）

【資料2】

令和7年に夜間中学の入学対象者とその関係者に実施したアンケート調査では、121件の回答があり、夜間中学入学の対象であるとの回答が38件、「ぜひ入学したい（入学させたい）」との回答が55件（全体の45%）あった。

第3章 公立夜間中学設置に向けた基本計画

様々な理由により、義務教育を十分に受けられなかつた方の「学びたい」という思いを大切にし、自らの能力を高め、希望する進路を選択でき、ウェルビーイングを向上させ、生きがいをもつて心豊かに生きることにつながる学校づくりを進めていく。

1 入学対象者

原則、富山県内に在住の学齢期を過ぎた15歳以上の方で、以下のいずれかに該当し、入学を希望する方を対象とする。

- 様々な理由により義務教育を修了していない方
- 不登校等の理由により義務教育を十分に受けられなかつた方
- 本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方

2 夜間中学の基本理念（目指す学校の姿） <別紙>

年齢や国籍に関わらず多様な人々にとって、安心して学ぶことができる学校を目指す。

【目指す学校の姿】

誰一人取り残されることなく、全ての生徒にとって、包摶的かつ公平で、安心して学び続けることができる夜間中学

3 育成を目指す資質・能力

多様な人々と共生しながら、自立して、よりよく生きるために必要となる資質・能力を育成する。

- 基本的生活習慣や社会性を身につけ、豊かな人間性を育み、健やかに成長しようとする態度
- 学習を通して身につける、個に応じた基礎的・基本的な知識・技能及び探究力や問題発見・解決能力
- 自他を大切にし、多様な価値観をもつ人々と連携、協働しながら活動する力

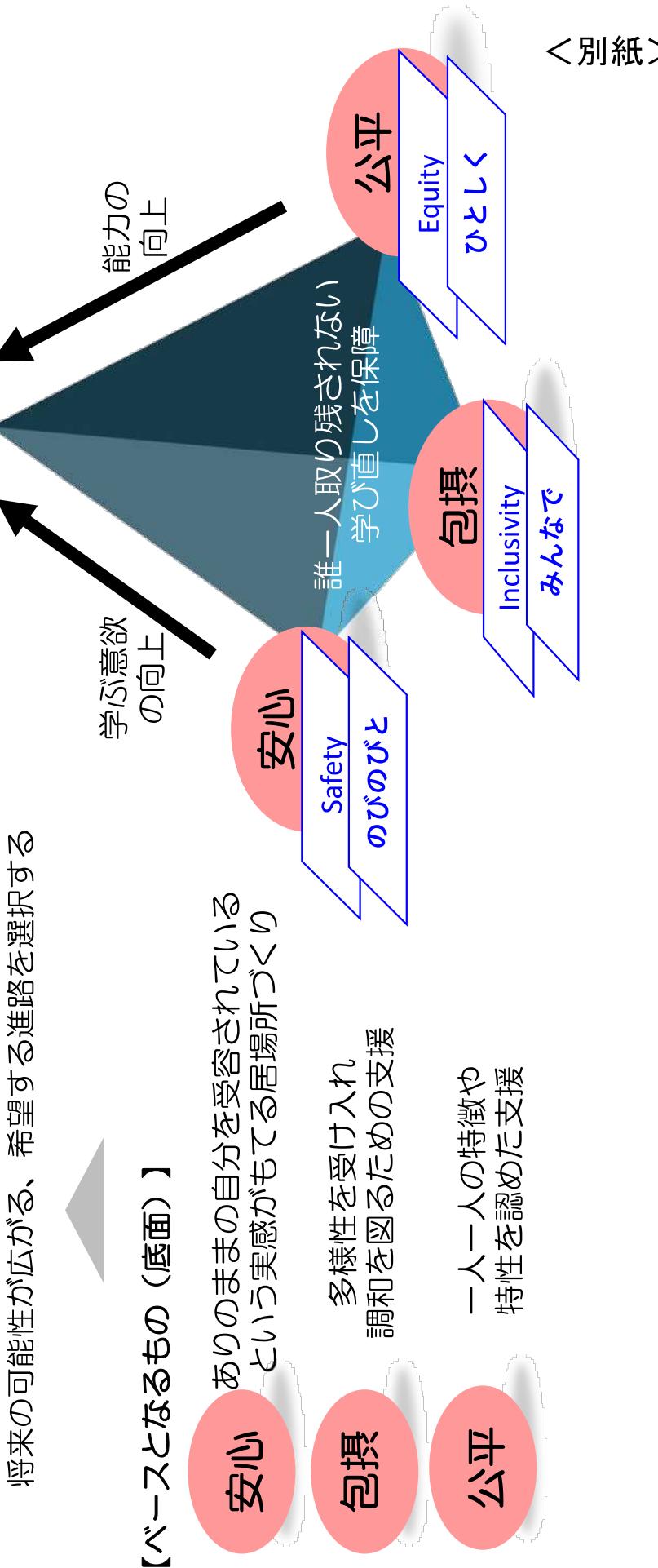
誰一人取り残されることなく、全ての生徒にとつて、包摂的かつ公平で、安心して学び続けることができる夜間中学

【目指す学校の姿】
わたしも あなたも 幸せに 等しく学び合う 夜間中学

エルビーチングの向上による 心豊かな生活の実現
将来の可能性が広がる、希望する進路を選択する

【実現させるもの（三角錐の頂点）】

ウェルビーイングの向上による 心豊かな生活の実現



4 本県の夜間中学における取り組み

(1) 多様な人々が協働的に学び合う授業

様々な年齢や国籍の生徒が在籍する特徴を活かし、互いの多様性を尊重しながら、誰もが安心して共に学ぶことができる授業を展開する。

(2) 個々のニーズや学力に応じた指導

学習する教科等によっては、一人一人の習熟の度合いや理解の進度に応じて学ぶための個別指導や少人数での指導を導入するなど、複数の教員等で指導する体制づくりを目指す。

(3) 確かな日本語指導

外国人等の日本語指導を必要とする方が自らの能力を十分に発揮できるよう、母語や母文化を尊重し、外国人児童生徒等教育において培ったノウハウを活かして指導の充実を図る。

(4) 自己実現を支える生徒指導

学校生活の中で教師・生徒がその多様性を発揮しつつ、共感的な人間関係を育む中で、生徒が自発的・自律的に課題に向き合い、自己実現を図ることができるようとする。

(5) 教育相談体制の充実

養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家の支援を受けながら、全ての教職員による教育相談体制を充実する。

(6) キャリア教育の充実

学びと将来の夢とのつながりを意識し、卒業後の進路はもとより、将来を設計できる能力を身につけるなど、自分らしい生き方を実現できるよう、地域社会と連携したキャリア教育を推進する。

(7) 他県の夜間中学との交流

他県の夜間中学の生徒と交流できる総合的な学習の時間や行事の実施等を検討し、互いのカリキュラムの充実を図る。

5 開校予定期

令和9年（2027年）4月とする。

6 設置形態及び設置場所

設置形態は単独校とし、富山県立雄峰高等学校内に設置する。

住所：富山県富山市神通町二丁目12番20号

（可能な限り県内全域から通いやすい場所であること、交通利便性及び夜間の安全性を考慮）

7 校名

富山県立高志のあかり中学校

8 入学・進級・卒業等

- ・4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しては、年間を通じて入学希望理由や学習状況について面談を行い、個々の状況に応じて入学を許可する。
- ・原則、入学は第1学年からとし、入学者の希望や実態等に応じて、第2学年や第3学年からの入学も可能とする。
- ・進級・卒業の決定については、校長が生徒の希望や実態等に応じて3月に判断する。

9 修業年限

修業年限は、原則、3年とする。ただし、生徒本人の意思や学習の修得状況等を踏まえ、校長の判断により、当該学年に留め置いて学習を継続することもできる。

その際、当該学年への留め置きは1回、最長6年の修業を原則とする。

10 教職員

富山県の教職員配置基準に基づき、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員等を配置する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフも配置し、支援体制の充実を図っていく。

11 費用

- ・授業料、教科書は無償とする。
- ・教材費や学校行事等にかかる費用は、本人の実費負担とする。

第4章 教育課程、学習指導、学校生活等

1 年間及び週間授業時数

- ・年間総時数を700時間程度とする。
- ・1単位時間を40分とし、1日あたり4時間、1週あたり20時間の授業を行う。
- ・市町村立中学校と同様にすべての教科を履修する。
- ・学び直しや進学のニーズが多くあることを踏まえ、国語、社会、数学、理科、外国語の各教科の時間数を十分に確保する。音楽、保健体育、美術、技術・家庭の各教科及び特別の教科道德、総合的な学習の時間、特別活動については、内容を工夫し、時間数を減らして実施する。

2 授業日等

- ・月曜日から金曜日までの週5日を授業日とする。
- ・3学期制とし、夏季休業等の長期休業期間を設ける。

3 学年及び学級編制

- ・1学年につき、1学級を開設する。
- ・1学級につき、生徒は30名以内とする。

4 授業実施方法

- ・対面による授業を行う。
- ・音楽や美術等の教科は、3学年合同で授業を行う。
- ・日本語に不安をもつ生徒への配慮として、やさしい日本語による授業を行う。必要に応じて集中的に初期日本語指導を受けられるようにするとともに、授業理解に必要な日本語習得については、個々の能力に応じて、各教科の一部を日本語の学習に充てる。

5 ICTの活用

- ・全生徒に一人一台端末を無償貸与し、個別最適な学びや教え合い学び合う協働的な学びを組み合わせ、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。
- ・災害発生等の非常時や、生徒の体調、仕事の都合等によりやむを得ず学校に登校できない場合には、学習支援の一つとして、オンラインによる授業配信を受けられるようにする。

6 特別活動

生徒会を組織し、学校行事の実施に当たっては、地域や家庭との連携を大切にしながら、生徒会とともに検討・計画に取り組む。

7 その他

- ・学業と就労を両立できるように始業時刻・終業時刻を設定するためには、十分な時間の確保が難しいことから、給食は提供しない。ただし、生徒の健康を守るために、校内で食事をとることができる場所と時間を確保する。
- ・【校時（イメージ例）】月～金 週5日

校時		授業時間
登校	～17：30	
1校時	17：30～18：10	40分
2校時	18：15～18：55	40分
HR 休憩・食事等	18：55～19：15	
3校時	19：15～19：55	40分
4校時	20：00～20：40	40分
下校	20：40	

※上記はイメージ例であり、今後、詳細の検討を進める。

第5章 これまでの取り組みと今後の予定

1 これまでの取り組み

(1) 富山県公立夜間中学設置検討協議会の開催

国や自治体の動向、ニーズ調査の結果の共有、富山県における公立夜間中学の在り方や課題に関して協議し、有識者、学校関係者から幅広く意見を聴取した。

第1回 令和6年10月25日

第2回 令和7年2月10日

第3回 令和7年5月27日

第4回 令和7年10月10日

第5回 令和8年1月19日

(2) 先進県視察

令和6年7月：石川県、福井県、三重県、愛知県

令和6年10月：石川県

令和7年4月：群馬県 群馬県立みらい共創中学校

令和7年5月：静岡県 静岡県立ふじのくに中学校（磐田本校）

令和7年7月：石川県 石川県立あすなろ中学校
福井県

(3) ニーズ調査

・令和6年度 夜間中学アンケート（アンケート期間 R6.5.27～7.26）

・令和7年度 「夜間中学」に関するアンケート（アンケート期間 R7.5.15～7.25）

(4) 夜間中学説明会・個別相談会

・令和7年6月28日 富山会場

・令和7年6月29日 高岡会場

2 今後の予定

年 度	内 容
令和7 (2025)年度	○夜間中学説明会・個別相談会実施（R8.2.27、3.1開催予定） ○「富山県立高等学校等設置条例」一部改正
令和8 (2026)年度	○教育課程の編成 ○教科書・教材の選定 ○夜間中学説明会・個別相談会・体験授業の実施 ○入学者募集、面接等の実施 ○必要な施設の整備・改修、物品の調達
令和9 (2027)年度	○4月 県立夜間中学開校

〈 参 考 資 料 〉

資料 1

令和6年度 夜間中学アンケート【調査結果】

富山県教育委員会教育みらい室小中学校課

1 目的

夜間中学について県内に広く周知するとともに、学び直しを支援するため、夜間中学設置に関するニーズを把握し、本県における夜間中学の在り方等を検討する。

2 調査対象

富山県内在住者

3 調査内容

別紙調査用紙のとおり

※言語 ①日本語 ②英語 ③ベトナム語 ④中国語 ⑤タガログ語 ⑥ポルトガル語

4 調査期間

令和6年5月27日～7月26日

5 回答方法

- ・はがき付きアンケート用紙
- ・FAX
- ・インターネット

6 アンケート用紙等配布先

・関係団体

(国際交流団体、若者サポートステーション、自立支援相談窓口、福祉会館、不登校・ひきこもり支援団体)

・教育機関(市町村教育委員会、図書館、公民館、地区センター)

・行政機関(各庁舎、福祉協議会、保健福祉センター)

7 回答数

1,242 件

インターネット	はがき	FAX
1,144	97	1

8 調査結果(単位:人)

回答対象者:アンケート回答者全員: 1,242

○あなた(回答者)のことについてお答えください。

● お住いの市町村

朝日町	12	射水市	81
入善町	27	高岡市	96
黒部市	36	氷見市	29
魚津市	18	小矢部市	38
滑川市	79	砺波市	22
上市町	15	南砺市	23
立山町	89	無回答	6
舟橋村	6	計	1,242
富山市	665		

● 年齢

10代	28
20代	106
30代	171
40代	404
50代	356
60代以上	172
無回答	5
計	1,242

質問1 あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。(一つだけ選んでください。)

1 自分が学んでみたい	121
2 知らせたい人が身近にいる	136
3 知らせたいと思いつく人がいる／場所(団体、職場)などがある	134
4 学びたいと思わないし、知らせたいと思う人もいない	835
無回答	17

【複数回答有】

回答対象者:質問1で1、2、3のいずれかを選んだ方: 391

質問2 夜間中学で学びたい(その人に知らせたい)理由を教えてください。【複数回答可】

1 中学校を卒業していないから	31
2 卒業したが、もう一度学び直したいから	141
3 高等学校へ進学する学力を付けたいから	67
4 日本語の読み書きを身に付けたいから	57
5 日本の中学校の知識や技能などを学びたいから	32
6 その他	73
無回答	22

回答対象者：質問1で1、2、3のいずれかを選んだ方： 391

質問3 夜間中学で学びたい人（または、知らせたい人）のことを教えてください。

① 年齢 【複数回答有】

10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
159	67	46	54	25	30	26

② 性別 【複数回答有】

男性	女性	その他／答えたくない	無回答
162	146	75	25

③ よく使う言語 【複数回答有】

日本語	英語	ベトナム語	中国語	タガログ語	ポルトガル語	その他	無回答
292	13	15	15	8	17	17	29

※「その他」の言語：ロシア語、ウルドゥー語、ベンガル語、韓国語、タイ語

④ お住いの市町村 【複数回答有】

富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市
192	39	3	4	19	15	8	5
南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	無回答
10	27	1	5	30	10	3	30

回答対象者：質問1で2、3のいずれかを選んだ方： 270

質問4 知らせたい人とあなたの関係を教えてください。

【複数回答有】

家族・親族	友人・知人	その他	無回答
101	109	93	21

令和7年度「夜間中学」に関するアンケート【調査結果】

富山県教育委員会教育みらい室夜間中学設置準備担当

1 目的

夜間中学について県内に広く周知するとともに、学び直しを支援するため、夜間中学入学対象者及びその関係者に対し、学ぶ目的や設置場所についてニーズを調査するもの。

2 調査対象

富山県立夜間中学の入学対象者及びその関係者(家族、知り合いなど)

(入学対象者)

富山県内在住の15歳以上で、

- ・様々な理由により義務教育を修了していない方
- ・不登校等の理由により義務教育を十分に受けられなかつた方
- ・本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方

3 調査内容

別紙調査用紙のとおり

※言語 ①日本語 ②英語 ③ベトナム語 ④中国語 ⑤タガログ語 ⑥ポルトガル語

4 調査期間

令和7年5月15日～7月25日

5 回答方法

インターネット、はがき付きアンケート用紙、FAX

6 アンケート用紙等配布先

・関係団体

(国際交流団体、若者サポートステーション、自立支援相談窓口、福祉会館、不登校・ひきこもり支援団体)

・教育機関(市町村教育委員会、図書館、地区センター、小中高保護者 等)

・行政機関(各庁舎、福祉協議会、保健福祉センター、ハローワーク 等)

・ご協力いただける民間商業施設(郵便局、コンビニエンスストア 等)

7 回答数

121 件

インターネット	はがき	FAX
108	13	0

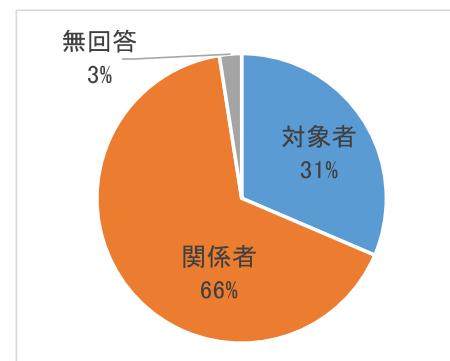
8 回答言語

日本語	英語	中国語	ベトナム語	タガログ語	ポルトガル語
107	5	2	0	0	7

9 調査結果(単位:人)

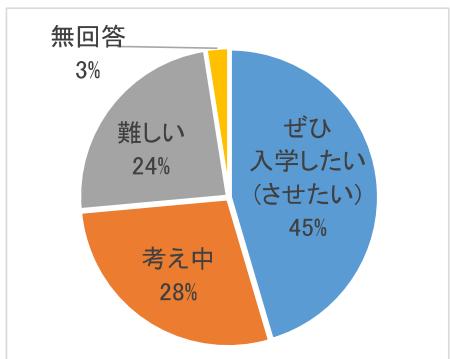
質問1 あなたは夜間中学入学の対象の方ですか

対象者である	38
対象者の関係者(家族、知り合いなど)である	80
無回答	3

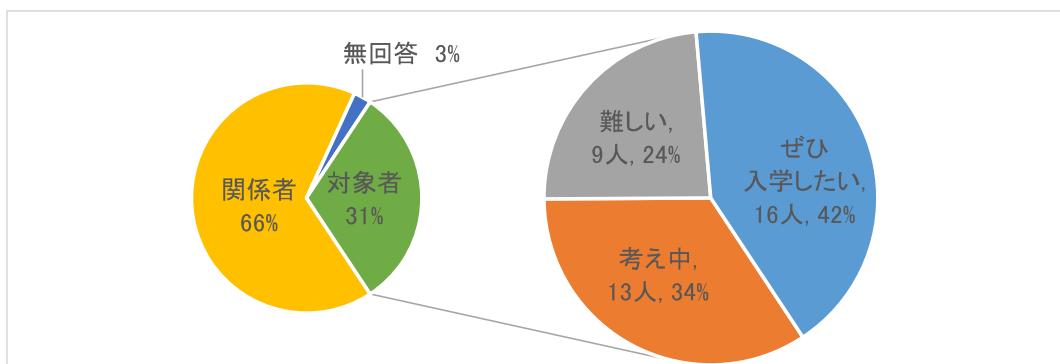


質問2 富山県立夜間中学に入学したい(入学させたい)と思いますか。

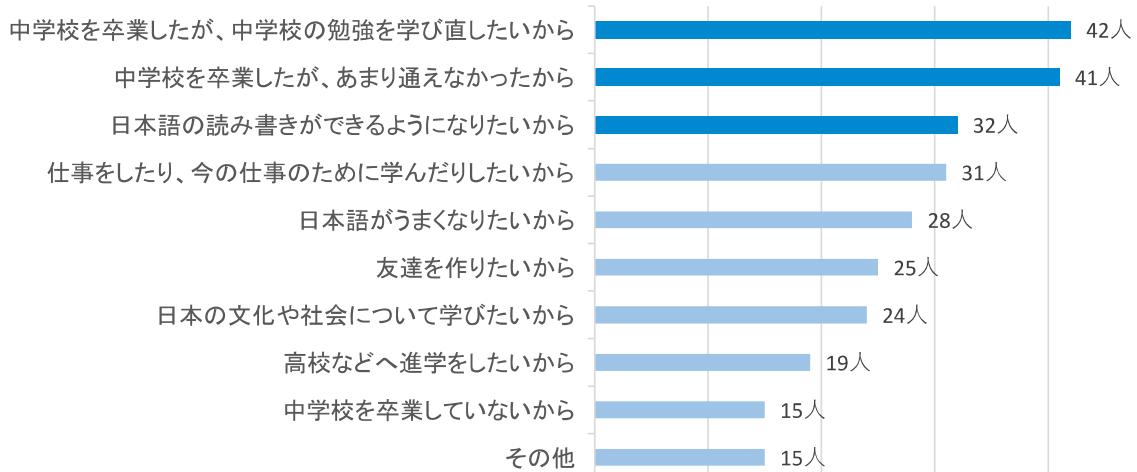
ぜひ入学したい(入学させたい)	55
入学したい(入学させたい)が、考え中である	34
入学したい(入学させたい)が、難しい	29
無回答	3



【参考】質問1で「対象者である」を選択した方の質問2の内訳



質問3 入学したい(入学させたい)理由は何ですか。【複数回答可】

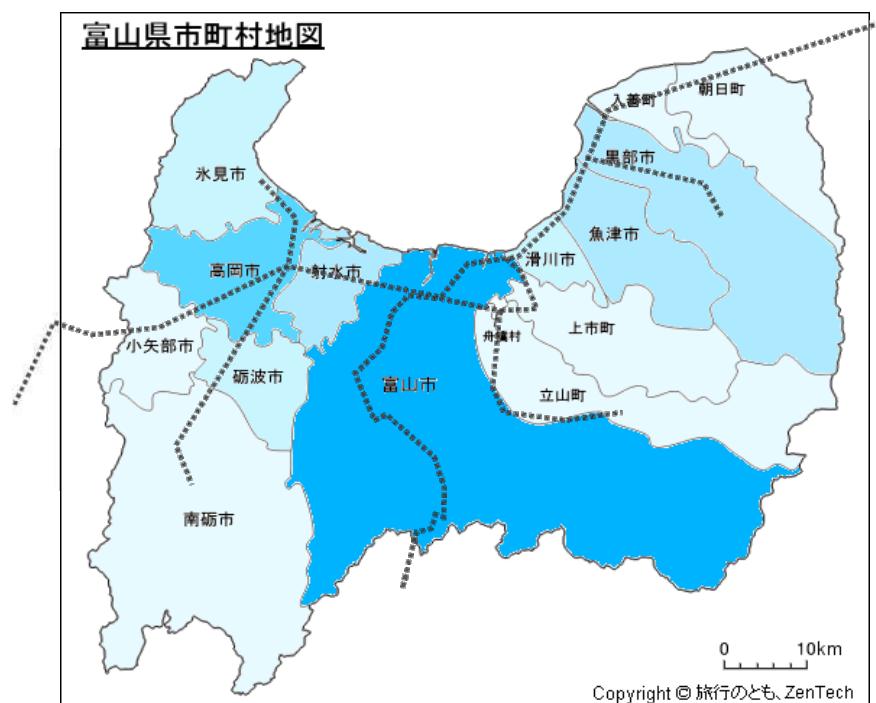


質問4 夜間中学の場所がどこにあれば通えますか【複数回答可】

南砺市	砺波市	小矢部市	氷見市	高岡市	射水市	富山市	舟橋村
8	20	12	15	44	28	65	7
立山町	上市町	滑川市	魚津市	黒部市	入善町	朝日町	
10	9	19	24	22	13	9	

【参考】

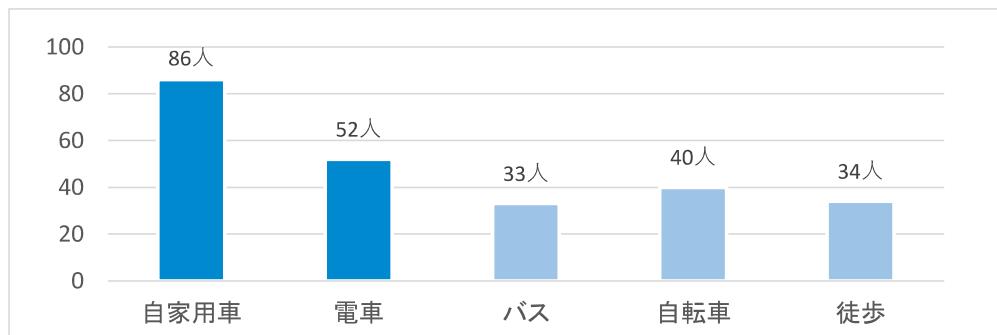
○回答数に応じて市町村を色分けした図(回答数多→濃)



○回答者の居住地(住所記載のあるもの)

砺波市	小矢部市	氷見市	高岡市	射水市	富山市	舟橋村	立山町	魚津市	黒部市	入善町	計
3	1	1	9	8	16	1	1	3	3	1	47

質問5 質問4で選んだ場所に夜間中学があったとすると、どうやって行きますか。【複数回答可】



関係法令等

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (抄)

(平成 28 年法律第 105 号)

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一～三 略)

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(3～4 略)

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 第3期教育振興基本計画（抄）

（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかつた者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となつている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担つてることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○ 第4期教育振興基本計画（抄）

（令和5年6月16日閣議決定）

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摶

○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかつた者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となつている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担つてることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。